法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための

# 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 の 概 要

## 1　社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成 27 年 10 月から個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年１月から順次利用が開始されます。申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが必要となります。

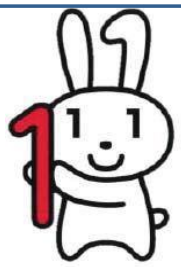

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

## 2　個人番号及び法人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等※に１法人１つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

※　設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）。

## 3　事業者が個人番号の提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要となります。

※　国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

**本人確認を行う場合に使用する書類の例**

1　個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
2　通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
※　事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、２種類必要です。

➢　個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

➢　通知カードとは、個人番号を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されます。

**個人番号カード（イメージ）**

表面

裏面

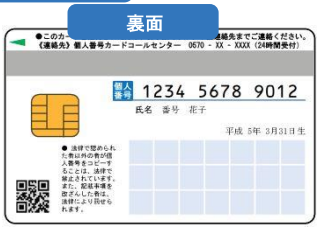


**通知カード（イメージ）**

表面

裏面

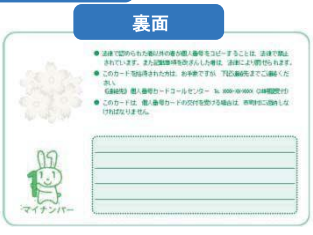

## 4　税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、個人番号カード等の本人確認書類の提示又は写しを添付していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

このパンフレットの内容は、平成 27 年３月末現在の法令に基づいて作成しています。

# 源泉所得税に関する事務での取扱い

## 1　社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

### 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者（給与の支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する申請書、届出書等に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

## 2　源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

### （1）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

※　平成 27 年 12 月以前であっても、給与所得者等の個人番号が記載された「平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けても差し支えありません。

### （2）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、１ページをご覧ください。）。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

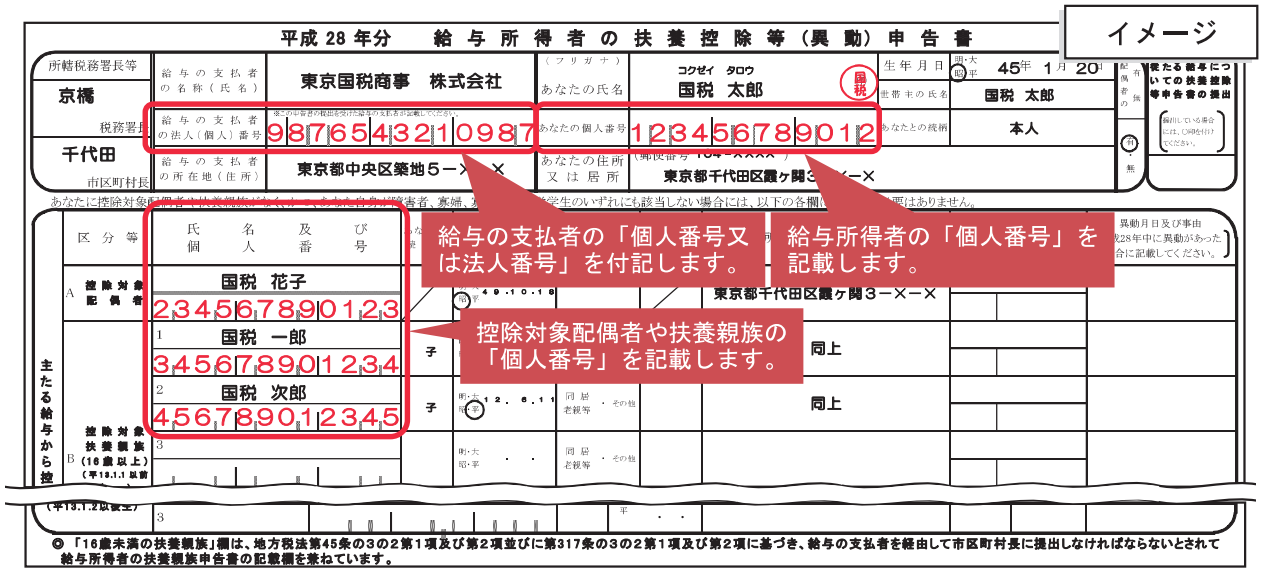


※　平成 27 年 5 月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。最新の情報は、国税庁ホームページをご確認ください。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 退職所得の受給に関する申告書
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※　これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

# 法定調書に関する事務での取扱い

## 1　社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

### （1）法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成 28 年１月１日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

### （2）支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合の本人確認

法定調書の提出義務者が金銭等の支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、１ページをご覧ください。）。

## 2　給与所得の源泉徴収票の主な変更点

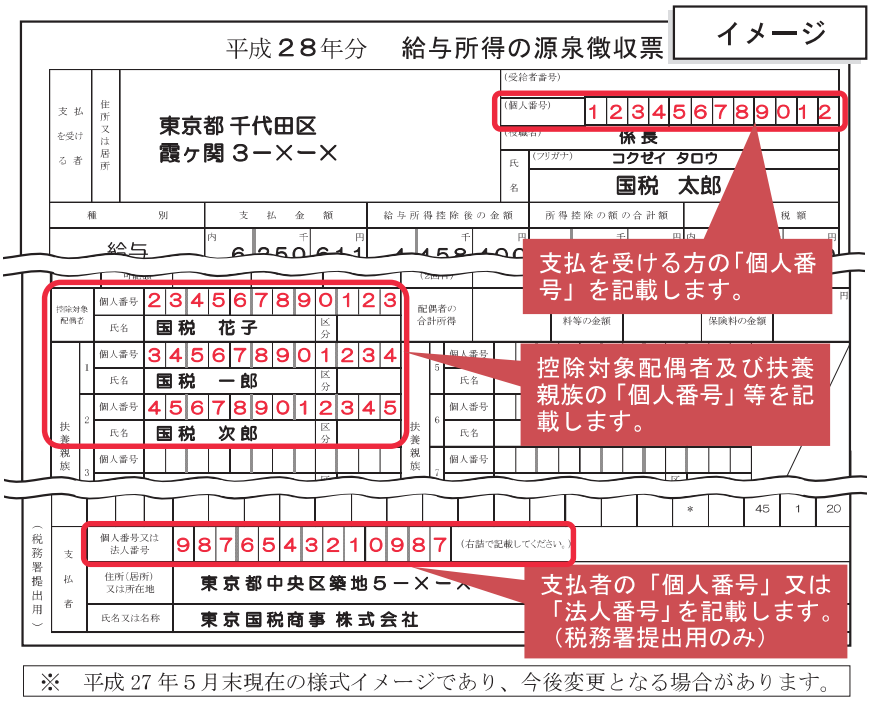


※　平成 27 年５月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。

平成 28 年１月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、給与の支払を受ける方等の個人番号又は法人番号を新たに記載する必要があります。

また、給与所得の源泉徴収票は、現行の A6 サイズから A5サイズに変更されます。

※　「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の１マスを空けて、右詰めで記載してください。

※　法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出義務者の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

法定調書及び法定調書合計表の様式並びに法定調書を光ディスク等により提出する場合のレコード内容等の最新の情報については、国税庁ホームページをご確認ください。

## 3　支払を受ける方の番号記載の猶予

平成 28 年１月１日以後の金銭等の支払等に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について３年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号又は法人番号を記載しなくてもよいことになっています（例：特定口座年間取引報告書）。

なお、給与所得の源泉徴収票や、不動産の使用料等の支払調書には猶予規定は設けられていません（猶予規定が設けられている法定調書の一覧については、国税庁ホームページに掲載しています。）。

**～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～**

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年１月１日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

## 法人番号はどなたでも自由に利用可能

➢　法人番号は、平成 27 年 10 月から、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

※　設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますので、ご注意ください。

➢　法人番号は、個人番号とは異なり、原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する３情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

検索などの法人番号の公表機能の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

## 個人番号・特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、個人番号を取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

**１　取得**

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等に個人番号の提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

**２　利用・提供**

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、個人番号を利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客本人の同意があってもできません。

**３　保管・廃棄**

**（１）保管**

特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けた個人番号は、給与所得の源泉徴収票作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

**（２）廃棄**

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

**４　安全管理措置**

個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置
個人番号を取り扱う担当者を明確にして、担当者以外が個人番号を取り扱わないようにする。

例：技術的・物理的安全管理措置
特定個人情報が記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。
個人番号を取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお願いします。

## ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

・マイナンバーのコールセンター　（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178（マイナンバー）
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。　平日９時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く。）

### 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の

をクリック
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。